# 1. 建築物の新築、増築、改築又は移転・・・【例】マンションの建設

(基本事項シート)

# 下松市景観形成基準 チェックシート

届出者	下松○△興産株式会社	代表取締役 〇〇〇〇	
行為の場所	下松市大手町〇-〇-〇		
行為の目的	マンションの建設		
行為の種類		□ 新築、増築、改築又は移転	シート①
	建築物	□ 外観を変更することとなる修繕、模様替え (壁面広告を含む)、色彩の変更	シート②
	工作物	□ 新設、増築、改築又は移転	シート③
	(プラント等・鉄塔 等)	□ 外観を変更することとなる修繕、模様替 え、色彩の変更	シート④
		□ 新設、増築、改築又は移転	シート⑤
	工作物(広告塔類)	□ 外観を変更することとなる修繕、模様替 え、色彩の変更	シート⑥
	□ 都市計画法第4条第1	2項に規定する開発行為	シート⑦

### 【基本事項】

項目	景観形成基準	チェック項目 (チェック例□)	適否※
		【該当する周辺の土地利用状況】	□適合
		□ 自然·田園地域(市街化調整区域等)	□ 不適合
		□ 住宅地域	
		□ 市街地·商業地域	
	・周辺の景観との調和に配慮し	□ 工業地域	
	た景観まちづくりを基本とす	□ 周辺の景観に対し、突出した形態や色彩を避ける	
基本事項	ること。	ほか、敷地内縁辺部における植栽の配置など	
		により、周辺の景観との調和に配慮しているか。	
		□ 周辺の家並みまちなみとの連続性や統一感の確	
		保などの調和に配慮しているか。	
		□ 該当なし	
	<b>【景観への配慮事項】</b> ※景観形成	に向けて具体的に配慮した事項を記載すること。	
	市役所、図書館、幼稚園等	公共施設が充実した住宅地内に建設するマンシ	
	ョンとして、落ち着いた外観とし、前面道路には植栽を施すことで周辺の		
	並み景観に配慮する。		

※「適否」欄は、記入しないこと。

※チェック項目が対象とならない場合は、「該当なし」欄にチェックする。

## 【建築物の新築、増築、改築又は移転】

	初の新染、増染、以染又は移転】 	チェック項目 (チェックタグ)	海不※
項目	景観形成基準	チェック項目 (チェック例グ)	適否**
位置	・道路等の公共用地に接する敷地 境界線からは、できる限り後退させること。	□ 敷地境界線から建築物までの距離にできる限りゆとりを持たせ、圧迫感を与えないよう配慮しているか。(隣接する建築物の壁面と比較して突出していないか。) □ 該当なし □ 十分な距離を確保できない場合、敷地境界付近における植栽の設置や、建築物の上層階を後退させるなどにより、圧迫感を与えないよう配慮しているか。 □ 該当なし	□適合□不適合
	・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた 樹木がある場合は樹木の保護 を図るとともに、建築物の修景 に樹木を活かすよう配慮する こと。	□ 現存する優れた樹木の保護や道路等からの眺めに配慮した配置としているか。 □ 該当なし □ 樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内での移植による保護を検討しているか。 □ 該当なし	
	・山稜の近傍にあっては、稜線を 乱さないように尾根からでき る限り低い位置とすること。	□ 背後の美しい山並み景観をできる限り阻害しないよう配慮した配置としているか。 □ 該当なし □ 主要な眺望点(公共の場や集客拠点、交通結節点や景観形成軸、観光地等)から、美しい山並みの眺望を妨げないよう配慮した配置としているか。 □ 該当なし	
	・周辺に歴史建造物等の優れた景 観資源がある場合は、その保全 に配慮した位置とすること。	□ 周辺のまちなみとの調和や連続性の確保に配慮した配置としているか。 □ 該当なし □ 主要な眺望点(公共の場や集客拠点、交通結節点や景観形成軸、観光地等)から、歴史的建築物等の眺望を妨げないよう配慮した配置としているか。 □ 該当なし	
	【景観への配慮事項】※景観形成に向けて具体的に配慮した事項を記載すること。 建築物を可能な限り前面道路より後退させ、外構部に低木・中木によるボリューム感のある植栽を配置することで周辺の景観との調和を図る。壁面最上部へのマンション名の大型表示は行わない。		

<sup>※「</sup>適否」欄は、記入しないこと。

<sup>※</sup>チェック項目が対象とならない場合は、「該当なし」欄にチェックする。

### 【建築物の新築、増築、改築又は移転】

項目	景観形成基準	チェック項目 (チェック例��)	適否※
		□ 主要な眺望点(公共の場や集客拠点、交通結	□適合
		節点や景観形成軸、観光地等)からの眺望を妨	□ 不適合
	│ │・主要な眺望地点からの眺望を妨	げないよう配慮した高さとしているか。	
	げないよう配慮すること。	□ 該当なし	
•		□ 背後の美しい山並み景観をできる限り阻害し	
	・山稜の近傍にあっては、稜線を	ないよう配慮した高さとしているか。	
•	乱さないようにできる限り低	□ 該当なし	
•	い高さとすること。	□ 周辺のまちなみに対して、突出した高さとな	
		っていないか。	
高さ		□ 該当なし	
	<b>【景観への配慮事項】</b> ※景観形成D	- - - に向けて具体的に配慮した事項を記載すること。	
	周辺に圧迫感を与えないよう	中低層の高さ(16m)とする。	
	CATV の導入により、アンテナ等は設置しない。		
		□ 建築物から受ける圧迫感などを和らげるよう	□適合
	・道路に面する場所は花木等の緑	緑化に配慮しているか。	□ 不適合
	化に努めること。	□ 該当なし	
		□ 塀や柵についても、緑化や意匠の工夫により	
	・工業地域については、周辺に対	周辺の景観との調和に配慮しているか。	
	して緩衝機能をもたせるよう	□該当なし	
	に、できる限り緑化をするこ	□ 工業地域(大規模な施設)については、緩衝機	
,	と。	能を持たせるなど、緑化に配慮しているか。	
緑化		□ 該当なし	
	<b>【景観への配慮事項】</b> ※景観形成  	こ向けて具体的に配慮した事項を記載すること。	
		」からの見え方に配慮した植栽を施す。   カールナットラブカー (4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.	
		は、アメリカハナミズキ、低木はツツジを植え	
	ることで花と紅葉により、季 <b>館</b>	1)飲で澳山9の称化を凶る。	

<sup>※「</sup>適否」欄は、記入しないこと。

<sup>※</sup>チェック項目が対象とならない場合は、「該当なし」欄にチェックする。

## 【建築物の新築、増築、改築又は移転】

項目	景観形成基準	チェック項目 (チェック例 <b></b> )	適否*
		□ 隣接する建築物などと比べて、際立った外観となっていないか。	□ 適 合 □ 不適合
	・周辺の景観との調和に配慮し、	□ 該当なし	
	圧迫感を与えないよう工夫す	□ 歴史的なまちなみを形成している場所では、	
	ること。	和風の外観(屋根や外壁)を用いるなど、まち	
		なみとの調和に配慮しているか。 	
		□ 該当なし	
		□ 外壁部の屋外付帯施設・設備(屋外階段、ベラ	
		ンダ、配管等)は、目立たないように形態意 匠の工夫を行い、建築物本体及び周辺の景観	
形態	・外壁又は屋上に設ける施設は露	との調和に配慮しているか。	
意匠	出させないようにし、建築物本	□ 該当なし	
75.75	体及び周辺の景観との調和に	□ 屋上部の屋外付帯施設・設備(給水施設、屋外	
	配慮した意匠とすること。	機等)は、目立たないように形態意匠の工夫	
		を行い、建築物本体及び周辺の景観との調和 に配慮しているか。	
		□ 該当なし	
	「 <b>早知への配像車頂</b> 】※早知形成し	こ	
		<b>記慮し、まとまりのある形態及び意匠とす</b>	
	る。	し感し、よこようのめるル窓及い志正とう	
		かと一体化し、まとまりのある形態とする。	
		ついては、外壁と同色のルーバーで覆う。	
		□ 建築物の外観(屋根や外壁)の色彩は、周辺の	□ 適 合
		景観との調和に配慮した落ち着きのあるもの	□ 不適合
		を基調としているか。	
	・屋根及び外壁は、周囲の景観と	□ 該当なし □ 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺の	
	調和する落ち着きのある色彩	□ 産工工作物の色杉は、建築物本体及び周辺の 景観との調和に配慮しているか。	
	を基調とすること。	□ 該当なし	
		□ 赤や黄色等の目立つ色をアクセントカラーと	
	│ │・屋上工作物の色彩は、建築物本	して導入する場合は、各立面の面積の20%	
色彩	│ │ 体及び周辺の景観との調和を	以内とし、使用する色彩相互の調和、使用する	
	図ること。	量のバランスに工夫しているか。	
,		□ 該当なし	
		□ 工場等(大規模な施設)は、濃い色彩を避け 圧迫感を感じさせないよう配慮しているか。	
		□ 該当なし	
	外壁等の外観は、彩度の低いベージュを基調とし、周辺の建物と色相やト		
	一ン(明度、彩度)を揃え調和		
	The second of th		
i	Ī		

<sup>※「</sup>適否」欄は、記入しないこと。

<sup>※</sup>チェック項目が対象とならない場合は、「該当なし」欄にチェックする。